

ため池を活用した治水対策に取り組みましょう！！

ため池は、流域に降った雨を農業用水として貯留する施設ですが、ため池を活用した雨水貯留の取組は、流出抑制に大きな効果を発揮します。

近年、記録的な豪雨が各地で頻発する中、洪水による浸水被害の軽減を図るため、兵庫県では平成30年度に「ため池治水活用拡大促進事業」を創設しました。

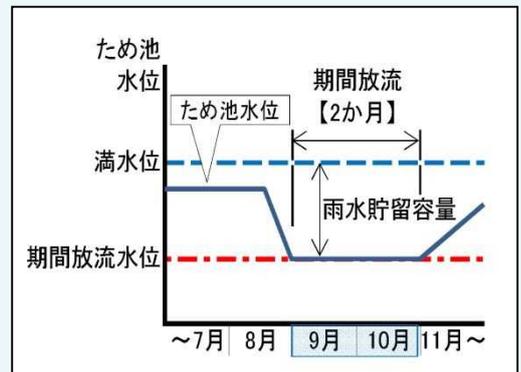
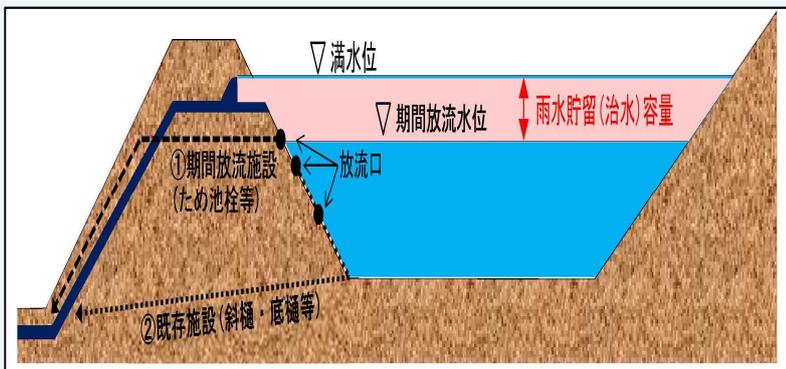
●ため池治水活用拡大促進事業とは…

大雨時の雨水の流入に備え、期間（台風期〔9月～10月〕等のうち少なくとも1月以上）を定めてため池の水位を常時下げておくため池管理者の取組に対し、施設の操作・点検・清掃等を円滑に実施するための費用を県と市町が支援する事業です。

※事業を行うためには、ため池を「指定貯水施設」に指定することが要件となります。

ため池治水活用の取組イメージ

①新たに設置する放流施設や、②既存の施設を利用し、翌年の営農に支障のない範囲で期間を定めて水位を下げ、雨水貯留（治水）容量を確保



○事業の内容

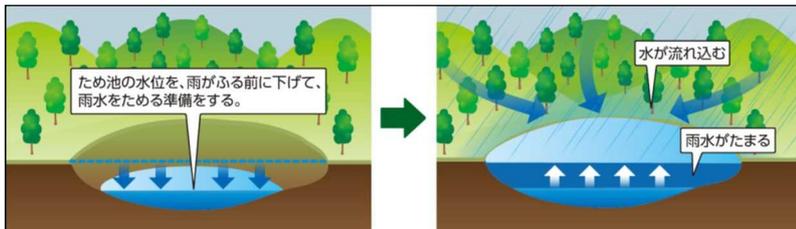
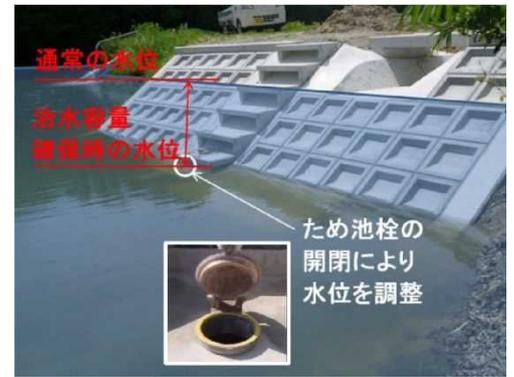
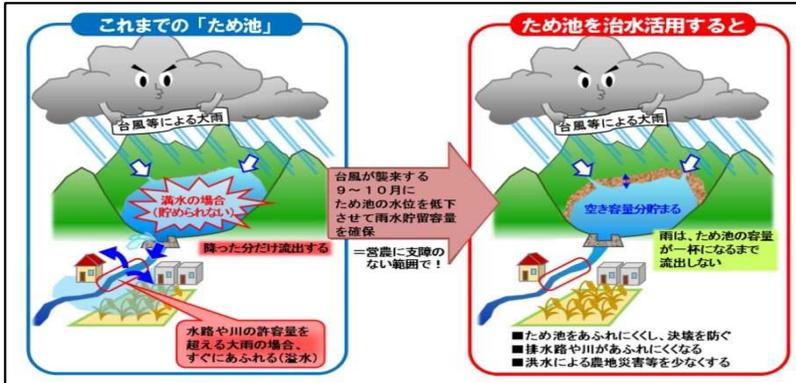
- (1) 対象ため池 1箇所当り 3,000m³以上の雨水貯留容量を確保するため池
(同一管理者が管理する複数ため池をあわせて 3,000 m³以上も可)
- (2) 助成額 ため池 1箇所当り 35,000円/月
※年2ヶ月(=70,000円)を上限、負担割合 市町：県=1：1
- (3) 補助期間 ため池 1箇所につき 3年間
- (4) 対象期間 平成30年度～令和4年度の間実施申請を行うため池
- (5) 活動内容 期間中に定められた水位の確保に必要な取組および記録（週1回程度）
- (6) 活動報告 活動終了後、管理記録表、写真等を提出

台風期〔9月～10月〕等の治水活用に3年間取り組んだ場合、ため池管理者には毎年70,000円、3年間で計210,000円が支払われます。

期間放流の仕組み

○台風期（9月～10月）等にため池の水を事前に放流して水位を下げることにより、雨水を一時的に貯留することで河川や下流水路への流出を遅らせることができ、河川等の急激な増水を抑え、浸水被害を軽減。

○ため池自身の決壊を防ぐとともに、直下流の家屋浸水や農地災害等の被害を軽減するなど、集落の自主防災活動として期待。



ため池の水位を下げて貯留する容量を確保！

ため池治水活用拡大促進事業の取組

洲本市・南あわじ市では、平成30年度から「ため池治水活用拡大促進事業」に取り組んでおり、ため池管理者が1週間に1回程度、施設の点検・操作・清掃等を実施。

取組事例 花岡池（南あわじ市神代国衙^{じんだいこくが}）



総貯水量：200,000m³
雨水貯留(治水)容量：43,300m³（総貯水量の22%）
確保期間：9月1日～10月31日

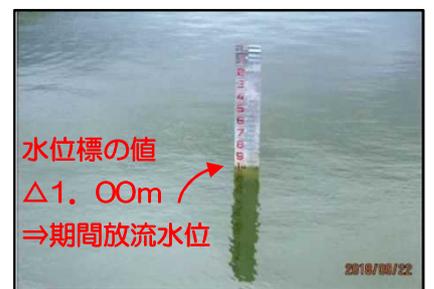
毎週定期的に点検することで、水位が下がっていることを確認することができ、ため池の決壊に対する不安がかなり解消された。

ため池管理者コメント

市担当者コメント

あらかじめ水位を下げることで、下流地域の浸水被害の危険性が大きく下がるため、対象のため池管理者の皆様には、これからも積極的に取り組んでほしい。

☆平成30年9月22日の確認状況



ため池による治水活用の効果

ため池治水活用事例①（西脇市黒田庄町福地地区）

概要

○平成 25 年台風第 18 号で約 20ha が浸水し、道路や JR 線路の冠水の外、住宅では床上 4 戸、床下 31 戸の浸水被害が発生。

○県・市で「ながす」「ためる」「そなえる」の浸水対策に取り組むこととし、平成 28 年度に県が加古川本川の河床掘削を、西脇市が堤防嵩上げ（福地川）や雨水ポンプ場等の整備を完了。

事業効果

■平成 30 年 7 月豪雨による出水では、浸水被害のあった平成 25 年台風第 18 号と同程度の雨量（24 時間）であったが、福地川堤防整備による宅地側への越水量の低減、雨水ポンプによる排水に、地元の取組（ため池事前放流、水田貯留、事前ゲート操作）も加わり、住宅の浸水を「ゼロ」とした。



ため池治水活用事例②（淡路地域）

概要

○日本一「ため池」が密集している淡路島（約 2 万 3 千カ所）では、過去の災害時には多くのため池が決壊し、下流で大きな被害も発生。

○淡路県民局では、ため池の「雨水の一時貯留機能（洪水調整機能）」を最大限発揮させる取組を平成 27 年度から本格的に展開。

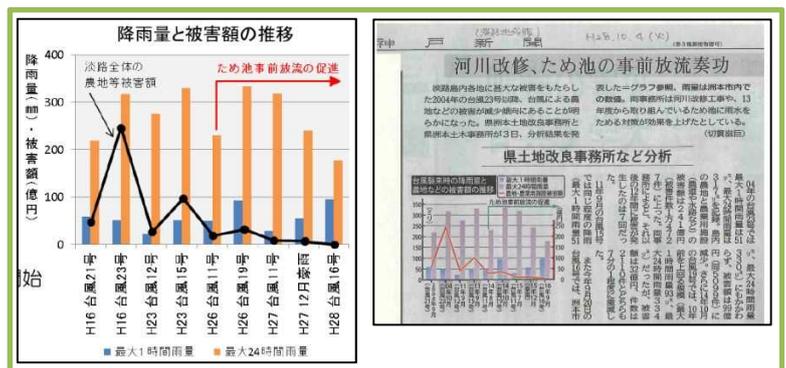
事業効果

■台風時の河川水位の低減

平成 28 年 9 月の台風 16 号では、最大 1 時間雨量 95 mm（洲本観測所歴代 2 位）を記録するなど豪雨が発生。洲本川では、ため池の事前放流等により、特定ため池 165 箇所の貯留により、桑間地点で 11 cm 水位を低減したと推測。

■農地災害等の低減

過去に大災害をもたらした規模の降雨はあるが、事前放流開始の平成 25 年度から、農地・農業用施設災害は年々、減少傾向にある。



○事業の取組手順

その1：ため池を総合治水条例第27条に規定する『指定貯水施設』に指定

- ☆県民局の土木事務所で受付・手続を行います。
- ☆手続の際には、ため池管理者の同意とともに、施設の所在地・管理者の氏名・住所等を届出いただきます。詳しいことは県民局や市町に確認下さい。
- ※すでに指定貯水施設に指定済のため池は手続不要です。
- ※水位を下げて確保する雨水貯留容量は、翌年の営農に支障のない範囲で検討して下さい。

兵庫告示第 号 総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第27条第1項の規定により、指定貯水施設を次のとおり指定する。 △△年○月○日 ○○○県民局長×○×○×○×○×								
1	指定する貯水施設の所在地 ○○市△△町○丁目○番○号							
2	指定する貯水施設の管理者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名							
	<table border="1"><thead><tr><th>名 称</th><th>住 所</th><th>代表者の氏名</th></tr></thead><tbody><tr><td>○○水利組合</td><td>○○市△△町○丁目○番○号外○筆</td><td>○×○×○×○</td></tr></tbody></table>	名 称	住 所	代表者の氏名	○○水利組合	○○市△△町○丁目○番○号外○筆	○×○×○×○	
名 称	住 所	代表者の氏名						
○○水利組合	○○市△△町○丁目○番○号外○筆	○×○×○×○						
3	指定する理由 ○○市△△町○○地域内○○川流域における流域対策として、特に必要があると認められるため。							

指定貯水施設指定の手続を行うことにより、左記の内容が兵庫県公報で告示されます。

その2：事業実施要望

- ☆市町が定める期日までにため池管理者から市町に要望いただき、8月末までに市町が県に一括申請します。

その3：期間放流の取組実践

- ☆ため池管理者は、期間中あらかじめ設定された水位が維持されているか、放流口や堤体等の施設に異常がないかの点検とともに、浮遊ゴミの収集や放流口の清掃、作業実績や水位等の記録及び写真撮影を週1回程度行います。※開始時・終了時も確認。

その4：活動結果の報告（実績報告）

- ☆市町が定める期日までにため池管理者から市町に提出いただき、1月末までに市町が県に一括報告します。

その5：活動費用の支払

- ☆県は市町から報告いただいた活動内容が適切であることを確認した後、市町に活動費用の補助金を支払います。ため池管理者には市町から活動費用が支払われます。受け取り方法等については別途市町の定めによるものとします。なお、ため池治水活用に取り組んでいる期間中は、多面的機能支払交付金の日当と重複しないようご注意ください。

総合治水対策

県では、平成24年4月に総合治水条例を施行し、これまでの河川や下水道の整備による「ながす」対策に加え、校庭やため池などを活用し雨水を一時的に貯留・浸透させ流出量を抑える「ためる」対策、浸水した場合でも被害を小さくする「そなえる」対策を組み合わせた『総合治水』を市町・県民と協働して取り組んでいます。

【河川下水道対策】

ながす

河川・下水道の整備

【流域対策】

ためる

雨水を一時的に貯留・地下へ浸透

【減災対策】

そなえる

浸水した場合の被害を軽減

総合治水



兵庫県マスコット はばたん

(問い合わせ先)

兵庫県県土整備部土木局 総合治水課 計画班

電話：078-362-9261